

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-515199(P2005-515199A)

【公表日】平成17年5月26日(2005.5.26)

【年通号数】公開・登録公報2005-020

【出願番号】特願2003-548816(P2003-548816)

【国際特許分類】

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 K 31/138 (2006.01)

A 6 1 K 31/5375 (2006.01)

A 6 1 P 25/00 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 45/00

A 6 1 K 31/138

A 6 1 K 31/5375

A 6 1 P 25/00

A 6 1 P 43/00 1 1 1

【手続補正書】

【提出日】平成17年11月10日(2005.11.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

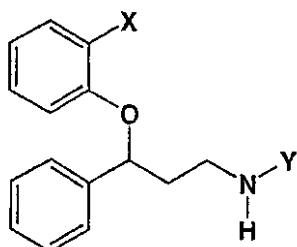
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アトモキセチンおよび式I:

【化1】



I

[式中、XはC<sub>1</sub>-C<sub>4</sub>アルキルチオであり、YはC<sub>1</sub>-C<sub>2</sub>アルキルである]

で示される化合物またはその製薬上許容される塩からなる群から選択される選択的ノルエピネフリン再取込インヒビターの、チック障害の治療用医薬の製造用の単独活性成分としての使用。

【請求項2】

選択的ノルエピネフリン再取込インヒビターがアトモキセチンである、請求項1に記載の使用。

【請求項3】

アトモキセチンが塩酸塩の形態である、請求項2に記載の使用。

**【請求項 4】**

トウレット症候群の治療用である、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の使用。

**【請求項 5】**

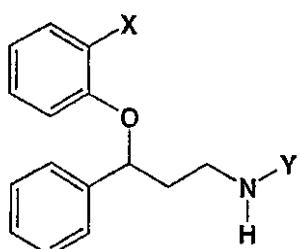
慢性チック障害の治療用である、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の使用。

**【請求項 6】**

一過性チック障害の治療用である、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の使用。

**【請求項 7】**

アトモキセチンおよび式 I :

**【化 2】**

I

[式中、XはC<sub>1</sub> - C<sub>4</sub>アルキルチオであり、YはC<sub>1</sub> - C<sub>2</sub>アルキルである]で示される化合物またはその製薬上許容される塩からなる群から選択される選択的ノルエピネフリン再取込インヒビターの、合併型注意欠陥多動性障害を伴うチック障害の治療用医薬の製造用の単独活性成分としての使用。

**【請求項 8】**

選択的ノルエピネフリン再取込インヒビターがアトモキセチンである、請求項 7 に記載の使用。

**【請求項 9】**

アトモキセチンが塩酸塩の形態である、請求項 8 に記載の使用。